

発電設備を お持ちのみなさま

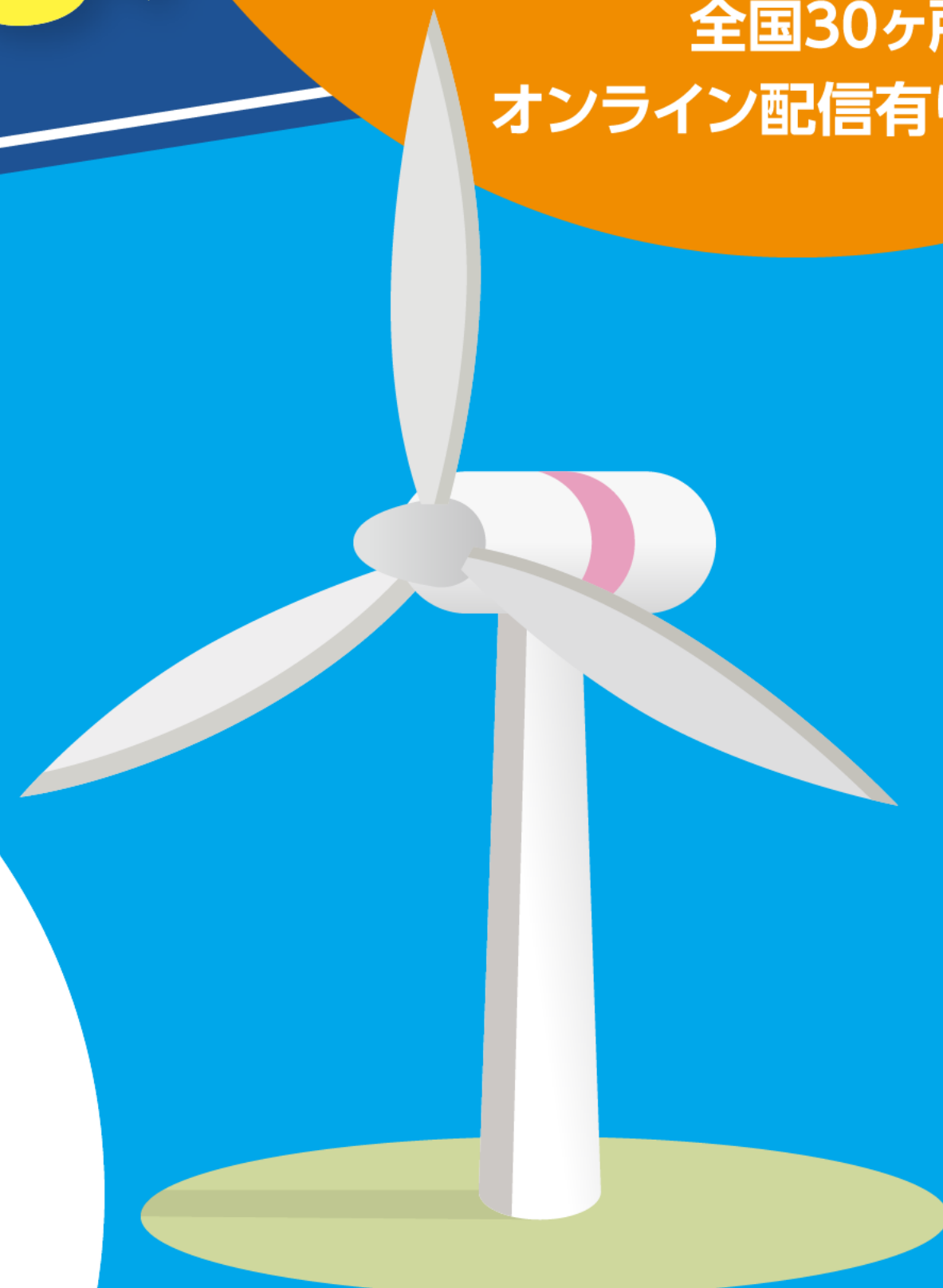
新制度講習会が
10月30日
スタートします

全国30ヶ所
オンライン配信有り



太陽電池発電

10～50kW未満



風力発電

20kW未満

2つの保安規制が義務化されます。

2023年
3月を予定

基礎情報届出制度

基礎情報の届出が必要になります

- 小規模事業用電気工作物(太陽電池:10～50kW未満、風力:20kW未満)は、基礎情報の届出が義務となります。
- 既設の設備(FIT認定を受けている設備は除く)についても施行から6カ月以内までに届出が必要です。
以下の場合はFIT認定の有無にかかわらず届出を求めます。
 - ①基礎情報の項目に変更があった場合
 - ②小規模事業用電気工作物に該当しなくなった場合(廃止を含む)

使用前自己確認制度

事前の安全確認が必要になります

- 使用前自己確認の対象が拡大され、一部の事業用電気工作物(太陽電池:500～2000kW未満、風力:20～500kW未満)に加え、一部の事業用電気工作物及び小規模事業用電気工作物(太陽電池:10～500kW未満、風力:20kW未満)も、使用前自己確認が義務となります。
電气的リスクに加え、構造的リスクについても確認が必要です。

詳しくは

小出力発電 規制

検索

<https://www.shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/>



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry